

★ 四日市税務署からのお知らせ ★

所得税の確定申告について

インターネットで確定申告ができます



ステップ
1

「確定申告書等作成コーナー」へアクセス!!

作成コーナー

検索

◎税務署に行く手間がかかりません! ◎確定申告期間中は24時間いつでも利用できます!

ステップ
2

申告書を作成

◎画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます!!

ステップ
3

申告書を提出 申告書の提出はe-Tax(データ送信)または郵送等で!

★ e-Taxで送信して提出

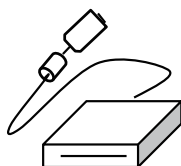
マイナンバーカードを使って送信 (マイナンバー方式)

用意するものは、次の2つ

①マイナンバーカード



②ICカード リーダライタ



マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方

IDとパスワードで送信 (ID・パスワード方式)(注)



IDパスワードは…
平成30年1月以降に税務署等で職員と対面による本人確認を行った後に発行されるものです。

ID・PWが目印

発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、四日市税務署にお越しください。

(注)・IDパスワード方式は暫定的な対応です。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

★ 印刷して郵送等で税務署へ提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス(有料)を利用すれば、印刷できます!!



申告や納税についてのお問合せ先

四日市税務署へ

☎059-352-3141

※四日市税務署にお電話いただくと
電話相談センターが対応します。

※自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて
該当の番号を選択してください。

送信方法、エラー解消などのお問合せ先

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901

(全国一律市内通話料金)
【受付時間】月曜日～金曜日 9時～17時(祝日など及び年末年始を除きます。)
※受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報を
e-Taxホームページでご確認ください。
※上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171を
ご利用ください(通常通話料金となります。)

★ 四日市税務署からのお知らせ ★

平成31年（2019年）10月1日から
消費税の軽減税率制度が実施されます

～軽減税率の対象となるものとならないもの～

軽減税率(8%となるもの)

- 刺身用の活魚の販売
- 飲用のミネラルウォーターの販売
- かき氷の販売(テイクアウト)
- 野菜・果物の販売
- コーヒー豆の販売
- 栄養ドリンク(炭酸飲料)の販売
- ノンアルコールビールの販売
- 自動販売機でのジュースの販売
- みりん風調味料(酒税法上の酒類に非該当)の販売
- 農園でのいちごの販売
- 特定保健用食品、栄養機能食品の販売
- ファーストフード店でのテイクアウト
- コンビニエンスストアでのテイクアウト
- 飲食店のレジ前にある菓子の販売
- 列車内の移動ワゴンによる飲食料品の販売
- 映画館の売店でのポップコーンの販売
- ホテルの客室にある冷蔵庫内の飲料の販売
- ホテルのお土産売り場での飲食料品の販売
- 週5回発行されるスポーツ新聞の販売(定期購読契約)
- 週2回発行される業界新聞の販売(定期購読契約)

標準税率(10%となるもの)

- 1 熱帯魚の販売
- 2 水道水の使用料
- 3 ドライアイス、保冷用の水の販売
- 4 家畜の飼料用の野菜・果物の販売
- 5 喫茶店の店内で飲むコーヒーの提供
- 6 栄養ドリンク(医薬品・医薬部外品)の販売
- 7 ビール、日本酒の販売
- 8 自動販売機での酒類の販売
- 9 料理酒(酒税法上の酒類に該当)の販売
- 10 いちご狩りの入園料
- 11 医薬品の販売
- 12 ファーストフード店の店内での食事
- 13 コンビニエンスストアのイートインスペースでの食事
- 14 飲食店のレジ前にあるおもちゃの販売
- 15 列車内の食堂施設での飲食料品の提供
- 16 カラオケボックスでの飲食の提供
- 17 ホテルのルームサービス
- 18 ホテルの宴会場での飲食料品の提供
- 19 コンビニエンスストアでの新聞の販売
- 20 インターネットを通じて配信する電子版の新聞の提供

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



QRコードから 国税庁ホームページ
消費税軽減税率制度特設サイトへ

消費税軽減税率制度